

広報まき

1978

11/10

発行／新潟県卷町

編集／企画課

毎月10日・25日発行

1部10円

第303号

まだまだ若いぞ
パン喰い競争
寿大運動会

十月二十六日、町営体育館で第三回寿大運動会が行われました。この日参加したお年寄りは約千人。六チームに別れて、パン喰い競争やどじょうつかみ、ザル引きリレーなどのユーモラスな競技に、元気いっぱいのところを見せ、秋の一日を楽しく和やかに過しました。



☆生年月日 五十一年五月十三日
☆住所 東汰上☆両親の名まえ
栄一（父）美代子（母）☆続
き柄 長女☆名づけ親 父☆名まえの由
来 美しく心のやさしい子に☆愛
称 みさえちゃん☆好物 魚、り
ンゴ、バナナ、めん類



渡辺 美砂恵

赤ちゃん
登場

☆生年月日 五十一 年七月二十二日
☆住所 漆山三の丁☆両親の名まえ
幸一（父）久子（母）☆続
き柄 二男☆名づけ親 祖父母
☆名まえの由来 素直に育つてほしい☆愛称 つんこチャン☆好物
くだもの、刺身、めん類



林 努

景気の回復が待たれる昨今、雇用の問題が大きな社会的課題と言われています。ことに、45歳から64歳までの高齢者の就職は、非常にむずかしくなっています。

そこで、国・県では、中高年齢者を積極的に雇用していただくため、次のような奨励金制度を設けていますので、事業主のみなさんのご協力をお願いします。

☆高齢者雇用奨励金制度

公共職業安定所の紹介により、55歳～65歳未満の人を常用労働者として雇用する事業主には、雇用者1人につき月額13,000円（1年間）の高齢者雇用奨励金が支給されます。

☆中高年齢者雇用開発給付金

指定期間に内に、45歳～65歳未満の中高年齢者を雇用し、その雇用割合を高めた事業主に対して、該当労働者の賃金（45～54歳では3ヶ月間、55～64歳では6ヶ月間）の半分が助成されます。

☆定年延長奨励金制度

定年を延長する企業の事業主に、労働者1人当たり年額180,000円（大企業135,000円）の定年延長奨励金が支給されます。

中高年齢者に雇用の場を



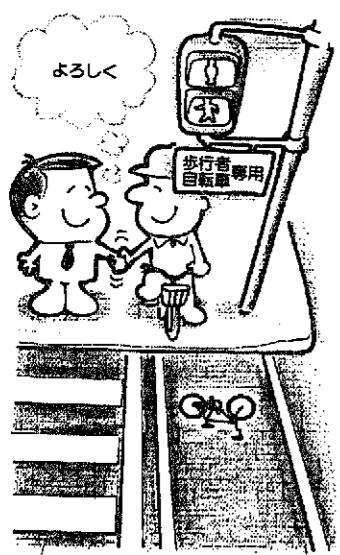
◆卷公共職業安定所には、多くの中高年齢者の人たちが求職の相談にきています。

河川敷の



▲河川敷のゴミ焼却作業

自転車横断帯



◆歩行者用信号に従つて通行を

免許証の切り替えを、うつかり忘れることがあります。

このようないい人たちを救うため、これまで三ヶ月だった“救済期間”が六ヶ月に延長されます。

自転車専用の横断帯が新設されます

交通のはげしい交差点などでは自転車で横断するのはとても危険です。とくに、大型トラックなどに巻き込まれる事故がふえているため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。

このような横断帯では、歩行者用信号に従つて、通行してください

自転車横断帯、横列運転には厳しい行政処分が：

い。信号無視は懲役三ヶ月以下、罰金三万円以下です。

暴走族に対する取り締まりが、一段と強化されました。

自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、道路いつばいに広がってのジグザグ運転、走っている車を込み込んでのいやがらせなど、共同して交通を妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は全部の車が取り締まりの対象になります。

罰則も厳しく懲役六ヶ月以下、罰金五万円以下。違反点数九点で無免許運転よりも重い行政処分を受けます。

不法投棄60トン

河川は暮らしを守る大切な資源

ゴミの投棄や不法耕作はやめましょう

町では、粗大ゴミの収集や、廃材屑の焼却受け入れをしているわけですが、それにもかかわらず、不法投棄が絶えないことは、本当に残念なことです。

もし、不法投棄をしている現場を発見したら、環境課か建設課、または警察署に連絡していただき、ゴミの不法投棄防止にご協力ください。

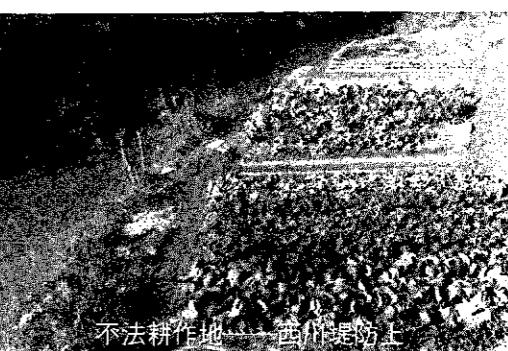
※河川区域内へのゴミの不法投棄は、六ヶ月以下の懲役もしくは五万円以下の罰金（河川法第二十九条）です。

町では、粗大ゴミの収集や、廃材屑などおよそ六十トンもあります。

不法投棄されたゴミで一番多かったのは、家屋の新築や改築、取りこわしなどの際に出る大量の廃材屑で、古木材をはじめ、カバーラ、コンクリート破片、トタン屑などおよそ六十トンもあります。

河川は、飲料水や農業用水、工業用水に利用されており、わたしたちの暮らしを守り、社会をささえる大切な資源です。

ところが、最近はゴミや汚物の手つとり早い捨て場と考える不心得な人たちが増え、河川の汚れが目立ち、環境衛生上大きな社会問題となっています。



不法耕作地 西川堤防上

道路交通法が七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。

今回の改正は二・三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

主な改正内容は次のとおりです

免許取り消し

酒酔い運転

は

酒酔い運転は今まで違反点数十二点の減点と免許停止でしたが、この改正で十五点に引き上げられ一度の違反で免許は取り消されて

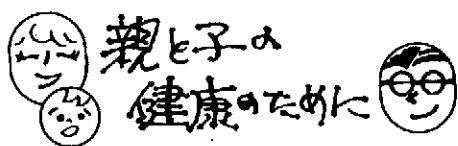
しまいます。十分注意しましょう。

優良ドライバーに恩典

厳しい取り締まりばかりが能ではないというわけで、二年間無事に運転免許を保有する運転者が、スピード違反や信号無視など違反点数が二点までの軽い違反を犯し、その後三ヶ月間無事故・無違反だった場合はこの点数は違反点数からはずされます。

いままで、この点数の“消却期間”が一年でしたから、四分の一に大幅短縮されます。

道路交通法が大幅改正
12月1日から施行



♣ 献 血

- △と き 11月21日(火)
 △と こ ろ 卷保健所(午前9時30分から正午まで)、教育センター(午後1時から3時まで)

♥ インフルエンザ予防接種(第2回)

- △と き 11月22日(水)午後1時30分から2時30分まで
 △と こ ろ 役場大會議室(3階)
 △対象児 第1回接種を受けている3歳以上の保育園や幼稚園に入園していない児

♠ ツベルクリン反応検査

- △と き 11月27日(月)午後1時30分から2時30分まで
 △と こ ろ 役場大會議室(3階)
 △対象児 生後6カ月以上の乳児で、一度もB CG接種をしたことのない児

◆ ジ・百・破三種混合予防接種

- △と き 12月4日(月)午後1時30分から2時30分まで
 △と こ ろ 役場大會議室(3階)
 △対象児 ○第1期は2歳以上4歳までの幼児
 　○第2期は1期3回終了後1年から1年半を経過した幼児
 ※ただし、第1期、第2期とも4歳を過ぎた場合は接種できません。

作業停電

の丁の一部	まで、柿島の全部	▼十一月二十九日午前九時から午後二時まで、山島の全部	▼十一月三十日午前九時から午後二時まで、東六区の一部	▼十一月二十四日午前九時から午後二時まで、浦浜の全部、福井の一部、午後一時三十分から四時まで、潟頭の全部	▼十一月二十日午前九時から正午まで、下和納の大部分
-------	----------	----------------------------	----------------------------	--	---------------------------

うぶごえ

(9月21日~10月20日届け出)

なまえ	出生月日	戸籍筆頭者	区名
原田 晴美	9.16	晴義	葉萱堺
富山 征佳	9.16	孝三郎	馬堺区
田辺 瞳子	9.18	正厚	東6
中加野 朝美	9.19	義夫	8
大庭 藤義	9.20	正行	2
笛庭 洋裕	9.20	睦恵	堀山団地
相模 横行	9.21	正憲	7
藤澤 海子	9.21	正明	馬塗山
瀬戸 規香	9.22	明	堀山団地
山川 亘	9.25	和明	赤6
猪俣 昌人	9.27	昭一	さび区
星野 俊人	9.28	佐一	東6
渡辺 聰人	9.29	也太	東6
長谷川 幸平	10.2	計雄	栄6
崎崇子	10.3	昭男	東6
高田 宏	10.3	政弘	赤馬
富山 高直	10.4	高光	4
佐竹 紀真	10.6	直夫	7
佐藤 景	10.6	敏英	伏木
寺澤 功	10.9	功次	ノ
大越 二	10.10	十四男	3
山上 真義	10.15	孝次	グリーンハイツ

おくやみ

(9月21日~10月20日届け出)

なまえ	死亡月日	年齢	区名
乙川 彰	52年12.24	19	四ツ郷屋
田代 ヨトモ	53年9.19	78	東6
田辺 モト由	9.22	71	漆山
水野 市勝	9.24	74	8
土田 ツヤ	9.25	24	天神
斎藤 セカ	9.27	81	中郷
桜井 ヤ一	9.30	67	下和納
石塚 左右	10.6	75	東4
野寺 熊	10.9	67	44
寺澤 功	10.9	47	鷺ノ
山田 代	10.10	0	木原
鈴木 三郎	10.11	21	井山
伊藤 四郎	10.12	87	大河
阿部 萬四郎	10.14	81	漆
植上 ミセ二	10.16	81	東角
原トリ	10.19	65	田
文	10.19	79	浜区

外 科

- 12日 柳原医院 ☎ 分水 ② 3128
 19日 県立吉田病院 ☎ 吉田 ② 5111
 23日 桑原医院 ☎ ② 2221
 26日 町立巻病院 ☎ ② 3111

内 科

- 12日 古寺医院 ☎ ② 2016
 19日 町立巻病院 ☎ ② 3111
 23日 斎藤医院 ☎ ② 2056
 26日 高木医院 ☎ ② 2208

11月休日救急病院

53年分源泉所得税年末調整及び法定調書説明会

△と き 11月24日(金)午前10時から正午、午後1時30分から3時30分

△と こ ろ 卷税務署

*後日、各徴収義務者に通知いたします。